入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第246条第1項の規定により公告する。

令和7年2月26日

福島県相馬港湾建設事務所長 玉應 隆史

1 入札に付する事項

- (1)業務名汚水処理施設保守点検業務委託
- (2)業務箇所 相馬港多目的広場トイレ 外 相馬郡新地町今泉字新港地内 外
- (3) 業務概要 浄化槽の保守点検、浄化槽の清掃等
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 新地町・相馬市・南相馬市 (鹿島区)、浪江町を営業区域市町村として、福島県知事の登録を受けている浄化槽保守点検業者であること。
- (3) 相双建設事務所管内に本店、支店または営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に掲げる提出期限及び 提出場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、2(2)に定める事項については、開札後に審査を行うこととする。

- (1) 提出期限 令和7年3月10日(月)午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号 9 7 6 0 0 2 1 相馬市原釜字大津 1 8 3 福島県相馬港湾建設事務所 総務課

4 入札参加手続き等

- (1) 仕様書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 令和7年2月26日(水)~令和7年3月25日(火)
 - イ 閲覧場所 3 (2) に掲げる場所に同じ。なお、福島県相馬港湾建設事務所のホームページ上に おいても公開する。
- (2) 仕様書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間 令和7年2月26日 (水) ~令和7年3月3日 (月)
- イ 受付方法 入札説明書による。
- ウ 受付場所 3(2)に掲げる場所に同じ。

電話番号 0244-26-8768

電子メール souma.kouwan@pref.fukushima.lg.jp

- 工 回答予定日 令和7年3月5日(水)
- 才 回答書閲覧方法

福島県相馬港湾建設事務所のホームページに掲載する。

5 入札方法等

- (1) 入札書の提出について 入札説明書による。
- (2) 入札日時等

ア 入札日時 令和7年3月26日(水) 午前10時00分から

イ 入札場所 相馬市原釜字大津183

福島県相馬港湾建設事務所 第2会議室

- (3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。
- (4) 入札結果の公表及び方法

入札結果の公表は、契約締結後14日以内に福島県相馬港湾建設事務所のホームページにて行う。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県相馬港湾建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、法定点検手数料110,000円(非課税)を含めた金額とすること。
- (2) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能になったときに、入札の効力が生じる。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県相馬港湾建設事務所 総務課

電話番号 0244-26-8768 電子メール souma.kouwan@pref.fukushima.lg.jp